

令和3年 第8回農業委員会議事録

令和3年8月25日午前10時00分に第8回農業委員会を市役所庁議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 星 川 敬 夫	2 番 柳 橋 澄 子	3 番 小 関 金 也
4 番 大 崎 清 孝	5 番 高 橋 央	6 番 石 川 富 士 太 郎
7 番 笹 原 哲	8 番 小 松 栄 作	9 番 鈴 木 勲
10 番 沼 澤 克 己	11 番 西 塚 孝 也	12 番 鈴 木 藤 光
13 番 伊 勢 村 孝 之	14 番 齋 藤 吉 勝	15 番 後 藤 一 彦
16 番 星 川 礼 子	17 番 西 塚 喜 行	18 番 本 間 俊 悦
19 番 武 田 春 信		

遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《無断遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《通告欠席》

3 番 (小関 金也) 19 番 (武田 春信) 番 () 番 ()

《無断欠席》

番 () 番 () 番 () 番 ()

本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長	岸 栄樹	事務局長補佐	田中 誠
事務局主事	小林 沢子	事務局主事	菅野 幹太

2. 本会議の会議件数は次のとおりである。

議第32号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第33号 農地転用許可に係る事業計画変更申請について

議第34号 尾花沢市都市計画審議会委員の推薦について

令和3年 第8回農業委員会議事録

尾花沢市農業委員会令和3年第8回通常総会を8月25日（水）市役所庁議室において午前10時00分より開会した。

（岸事務局長）

おはようございます。一同ご起立をお願いいたします。一同、礼。星川敬夫会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願い申し上げます。

（朗 読）

（岸事務局長）

ご着席願います。3番 小関金也委員、19番 武田春信委員より欠席する旨の連絡がありました。開会に先立ち申し上げます。只今の出席委員は17名であります。よって農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（鈴木会長）

皆さんおはようございます。8月の初めまでは暑かったんですけども、ここに来て曇りや雨の日が増え、去年と同じような天気になってきまして、いもち病が発生するんじゃないかとの話もあります。皆さん自分の田んぼだけでなく、自分の地区の田んぼを見て回って、いもち病を見つけたらすぐ薬剤散布など勧めるようお願いしまして、あいさつにかえさせていただきます。本日はご苦労様です。

（岸事務局長）

ありがとうございました。それでは、尾花沢市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長になると定められておりますので、会長よろしくをお願いいたします。

（議 長）

只今より令和3年第8回尾花沢市農業委員会通常総会を開会します。出席委員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めます。

まず、「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、14番 齋藤吉勝委員、15番 後藤一彦委員 以上の2名を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告であります。この際、事務局長をもって報告いたさせます。事務局長。

(岸事務局長)

命によりまして、事務処理報告をさせていただきます。総会日程次第書裏面をご覧ください。説明させていただきます。

(以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。)

(議 長)

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。齋藤委員。

(14番 齋藤吉勝委員)

14番齋藤です。今月13日に農地中間管理事業のマッチング作業とありますが、何件くらいあったか、教えてください。

(議 長)

局長補佐。

(事務局 田中局長補佐)

13日の農地中間管理事業のマッチング作業ですけれども、こちらは件数が8件、筆数にして30件くらいです。

(議 長)

齋藤委員、よろしいですか。他にご質問ございませんか。

(なしの声あり)

(議長)

ご質問もないものと認め、事務処理報告については、以上といたします。

次に議事に入ります。まず、はじめに、議第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

農地法第3条の規定による許可申請は1から2ページです。

所有権移転について、説明いたします。案件は3件です。No.1の渡人はその他贈与のため、No.2の渡人は農業廃止のため、No.3の渡人は耕作不便のためです。受人はNo.1からNo.3が経営規模拡大のための所有権移転です。No.1からNo.3は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

つづいて、賃貸借権の設定について説明いたします。2ページをご覧ください。案件は2件です。No.1、No.2の貸人は相手方の要望のため、借人は新規就農のための貸借です。No.1、No.2は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

以上、説明を終わります、慎重なる審議を宜しくお願いします。

(議長)

只今、事務局より説明がありました。この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第10条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げますようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。これより議第32号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数と認めます。よって、本案は、原案のとおり、決しました。

次に議第33号「農地転用許可に係る事業計画変更申請について」を上程いたします。現地調査第2班主任、星川敬夫委員の報告・説明を求めます。

(1番 星川委員 報告・説明)

(議 長)

只今、報告・説明がありました。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第33号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第34号「尾花沢市都市計画審議会委員の推薦について」を上程いたします。
ここで、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第24条、議事参与の制限により、
4番 大崎清孝委員、10番 沼澤克己委員、13番 伊勢村孝之委員の退席を求めます。

(4番 大崎清孝委員 退席)

(10番 沼澤克己委員 退席)

(13番 伊勢村孝之委員 退席)

(議長)

事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

田中補佐。

(事務局 田中局長補佐)

それでは私より議第32号「尾花沢市都市計画審議会委員の推薦について」を説明申し上げます。議案書9ページをご覧ください。

尾花沢市都市計画審議会条例に基づき、令和3年7月2日付文書にて、市長より農業委員会会長あて、都市計画審議会委員3名の推薦依頼がありましたので、推薦委員を選定するものでございます。任期は令和3年9月1日より令和5年8月31日までの2年間でございます。参考までに申し上げますと、これまでの委員の推薦につきましては、運営委員会を開催し、その中で協議を行い、主に都市計画区域内である尾花沢地区より推薦をしてきたところです。去る7月26日に運営委員会を開催した際に選考を行い、3名を選定いたしました。

以上、説明を終わります。慎重なる審議をお願いいたします。

(議長)

只今、事務局より説明がありました。人事案件でありますので、質疑を省略し、採決

いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

(議 長)

ご異議なしと認めます。これより採決いたします。本案はこれを同意することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり同意することに決しました。4番 大崎清孝委員、10番 沼澤克己委員、13番 伊勢村孝之委員復席してください。

(4番 大崎清孝委員 復席)

(10番 沼澤克己委員 復席)

(13番 伊勢村孝之委員 復席)

(議 長)

以上で、今総会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なる審議、誠にありがとうございました。

これをもって、令和3年第8回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

午前10時18分 以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。
議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和3年8月25日

尾花沢市農業委員会

議 長 _____

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____